

石巻広域都市計画地区計画の決定（女川町決定）

都市計画大原地区地区計画を次のように決定する。

名 称		大原地区地区計画
位 置		女川町大原の一部
面 積		約 5.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、女川町の中心市街地に位置し、東日本大震災により多大な被害を受けたことから、土地区画整理事業により地盤を嵩上げし、同等の津波に対しても一定の安全性が確保できる高台住宅地に位置づけられている。 このため、地区計画により適正な土地利用を誘導するとともに、防災機能及び良好な居住環境を将来にわたって維持、保全することを目標とする。
	土地利用の方針	専用住宅、共同住宅、公営住宅及び店舗・事務所等を配置し、利便性が高く、良好な居住環境を確保した住宅地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により、地区の骨格を形成する道路、公園、緑地等の整備が完了しており、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	安全で健全な市街地の維持を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。 1. 災害時の防災性を確保するため、土地区画整理事業の造成工事における竣工時の地盤面の高さを維持する。
	その他の区域の整備・開発及び保全の方針	—

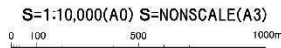
地区整備計画書

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	大原地区地区計画
		面積	約 4.9 ha
	地区施設の配置及び規模		
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	—
		建築物の敷地面積の最低限度	—
		建築物等の高さの最高限度	—
		壁面の位置の制限	—
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—
		建築物の敷地の地盤面の最低限度	地盤面の高さは造成工事竣工時の高さを維持する。 ただし、改変等を行う当該宅地が、当該地区整備計画区域内で接する道路のうち最低の路面の高さより地盤を高く維持する場合は、この限りではない。
		垣又はさくの構造の制限	—
	土地の利用に関する事項		—

「計画区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業により嵩上げを行った大原地区の良好な居住環境等を将来にわたり維持、保全するため、本案のとおり地区計画を決定する。



凡 例		
	行政界	
	都市計画区域	
	市街化区域	
	第一種低層住居専用地域	(第1種)
	第二種低層住居専用地域	(第2種)
	第一種中高層住居専用地域	(第1種)
	第二種中高層住居専用地域	(第2種)
	第一種住居地域	(第1種)
	第二種住居地域	(第2種)
	近隣商業地域	(第1種)
	商業地域	(第2種)
	準工業地域	(第1種)
	工業地域	(第2種)
	都市計画道路	
	公園	
	供給処理施設等	
	土地区画整理区域	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	
	臨港地区	
	上段容積率（％）	
	下段容積率（％）	



石巻広域都市計画地区計画の決定（女川町決定） 計画図 1 大原地区地区計画

S=1:2,500-(A3)

